

医学部の新設

(医師の養成に係る大学設置事業)

平成27年11月12日 平成27年内閣府・文部科学省告示第1号)

規制改革の内容

特例措置前

※文部科学省告示

医師の養成数を抑制するため、昭和54年の琉球大学以来、新設は認められていない

特例措置

7月31日に内閣府・文部科学省・厚生労働省で定めた「方針」に基づき、新設を認める

効果

- ・国際的な医療人材の育成
- ・最高水準の医療サービスの提供

規制改革の事例

< 新設される「国際医療福祉大学医学部」の特徴 >

- 平成29年4月開設(我が国では**38年ぶり**の新設)
- 入学定員140名のうち**20名は留学生**(国際枠)
- 教員300名以上で、**外国人教員は30名以上**
- 世界水準を上回るクリニカルクラークシップ(診療参加型臨床実習)を**90週実施**
- 大多数科目において**英語での授業を導入**
- 全学生が、**海外での臨床実習を最低4週間実施**

< 事業の効果 >

- ① **医療産業の集積と輸出**の拡大
- ② **インバウンド**の拡大
- ③ 国際的な医療人材の流入・育成
- ④ 国際的な医療学会等の開催

- 建設に伴う経済波及効果 **約860億円**
- 消費に伴う経済波及効果 **約210億円(年間)**

